

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	南図書館ホールの使用料の還付	
根拠条例等・条項	堺市立図書館条例 第4条第4項 堺市立南図書館ホール使用料規則 第4条	
所 管 課	南図書館	
審 査 基 準	堺市立南図書館ホール使用料規則第4条の規定に基づき審査する。 第4条 条例第4条第4項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその還付額は、次のとおりとする。ただし、管理規則第8条第2項の規定により使用許可の変更の承認をした場合は、第2号の規定は適用しない。 (1) 天災地変その他使用者の責めに帰すことのできない理由により使用できなくなったとき。 既納の使用料の全額 (2) 使用しようとする日前7日までに使用の取消しを申し出て、その理由が認められたとき。 既納の使用料の半額 2 使用料の還付を受けようとする者は、堺市立南図書館ホール使用料還付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。	
標準処理期間	標準処理期間	1週間～2週間（または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。）
	標準処理期間を設定できない理由	